

20世紀後半におけるラグビーの異質化に関する試論 —アマチュア規定の復位条項にみる離反者の処遇をめぐる—

松島 剛史*

イングランドで生まれたといわれるラグビーは、主にイギリス北部やオーストラリアで盛んなリーグラグビーなど類似フットボールの生成と関りながら世界各地に広がったスポーツである。国際ラグビー連盟とは、このスポーツを世界的に統治する機関であり、それは1995年にアマチュア規定の撤廃しオープンプロ化を宣言した。本稿は、国際ラグビー連盟の一部議事録やラグビー雑誌を活用しながら、こうしたアマチュア規定の衰退、わけても人物の復位に関する条項の変更を分析することを通じて、ラグビーリーグからの転向者の処遇とその意味について検討する試みである。結果として以下の点について明らかにした。まず、アマチュア規定違反者の復位に関する条項が、ラグビーの商業化とプロ化という不可避の局面において、担い手の流出というラグビーの存立基盤を揺さぶる危機に対応しえる機能を宿していたことである。次いで、その際にはかつてラグビーを脱退しリーグラグビーに転向したという人物の経歴が、ラグビーの担い手として、もっとも不適格な属性として意味づけられ、冷遇されたことである。

キーワード：国際ラグビー連盟、アマチュア規定、リーグラグビー、離反

はじめに

19世紀前半にイングランドで生まれたといわれるラグビーは、いまや100あまりの地域や国々においてユニオンやフェデレーション、アソシエーションといった統括機構の設立をとまなっておこなわれている。国際ラグビー連盟(International rugby board)¹⁾とは、こうしたラグビーを「ナショナル」な次元で統括する機構によって構成される脱ナショナルなラグビー機構であり、それは、規約やルール、アマチュ

ア規定といった諸規則を管理しラグビーのありようを治める機関として、1995年にアマチュア規定の撤廃しオープンプロ化を宣言した。

本稿は、20世紀後半のラグビーにおけるアマチュア規定の崩壊、とくに人物の復位(Reinstatement)に関する条項の形成と変更を分析することを通じて、リーグラグビーからの転向者の処遇について検討することを試みる。より具体的にいえば、国際ラグビー連盟によって、かつてラグビーを脱退し、リーグラグビーに転向したという経歴が、ラグビーの担い手として、もっとも不適切な属性として意味づけられたことを明らかにする。なお、復位という用語については、後段で説明する。

* 立命館大学大学院社会学研究科研究生

ところで、現代スポーツのグローバル化とその変容過程を、脱ナショナルなスポーツ機構、企業、メディアのネットワークの動向から読み解くことは、スポーツのグローバル化研究にあって主たる課題のひとつである²⁾。この点で、オリンピックのイベント化やアマチュア規定の撤廃に代表されるように、アマチュア・スポーツの商業化やプロ化を明らかにすることは、脱ナショナルなスポーツ機構という舞台でみられる、スポーツ文化のダイナミックな構成とその所産の一端を開示する試みといえるだろう³⁾。そして、山下の立論にしたがえば、そのことは「イングランドの貴族の差異象徴であったフェアプレーやアマチュア・エートスが衰退」する、もしくは「より抽象化された世界的普遍に向かって、イングランド発の貴族的エートスが反映した、残存していたその固有性が払拭されていく」過程を描くことでもあるだろう⁴⁾。

ひるがえって、現代のラグビー研究をみると、イングランド発祥のラグビーを支えてきたアマチュア規定の撤廃過程、もしくはその結果としていかなる事態が生じているかを問うものは蓄積されつつある。たとえば、コリンズが主要なユニオンの力関係とそのダイナミズム、とりわけイングランドユニオンの影響力が弱まっていく傾向と関連づけてアマチュア規定の撤廃過程を描いたことは⁵⁾、山下の立論とも重なり合う興味深い試みといえよう。あるいは、ニュージーランドユニオンが、かつてプロのリーグラグビーでコーチをしていた人物を雇い、その防御方法を取り入れたことを指摘したライアンの研究⁶⁾は、アマチュア規定の撤廃にともなうリーグラグビーとラグビーユニオンの人的交流を介した文化混交の一例を明らかにしている。

しかし、こうしたアマチュア規定の撤廃をめ

ぐる研究が進む一方で、国際ラグビー連盟の視点や活動を踏まえつつ、同規定の撤廃過程におけるテキストの変化やその意味について問う試みは十分ではないように思われる。その理由は、資料上の制約ばかりではなく、国際ラグビー連盟の役割、すなわち統治機関としてラグビーのありようを治める働きを軽視するところにある。

たしかに、アマチュア規定の条項と変化の歴史は複雑かつ膨大であり、それをつぶさに検討することは容易ではない。しかし、こうした視点を軽んじることは、本稿との関連で人物の復位に関する規定に限ってみると、次のような事柄を見落とすことに繋がっている。

第1に、国際ラグビー連盟が、アマチュアステータスの崩壊という局面にあって、ラグビーの損傷や分裂と称される事態を防ぐ手段として、かつてアマチュア規定に違反した人物をラグビーユニオンの構成員として登録すること、もしくはリーグラグビーのようなプロスポーツに属した人物の転向を認めたことである。換言すれば、そのことは、独立プロ興行計画やリーグラグビーへの転向者の増大という自らの存立基盤を揺さぶる事態に直面する国際ラグビー連盟が、ラグビーを支える人員の確保という点で、そうした危機に対応しようとする姿を見出すことを困難にしている。

その上で、第2に、国際ラグビー連盟が、復位の対象である人物の経歴に応じて、処遇に序列を設けたことを扱っていない。この点は、かつてラグビーからリーグラグビーに転向したプレイヤーが、その離反という経歴から、プロであるリーグラグビーのプレイヤーよりも復帰に際して冷遇を受け、文化の担い手として不適切な存在として扱われたことを見逃すことに繋

がっている。延いてそのことは、リーグラグビーとラグビーを行き来した人物を、固定化したラグビー文化を暗黙裡に想定したラグビーの同化と異化という二分法からだけでなく、2つの文化の狭間で、交流や異種混交を促進しうる人物として捉え直す契機をも奪いかねない問題だろう。

以上の課題を究明するには、国際ラグビー連盟の内部資料を活用し、1980年代から1990年代半ばのアマチュア規定の改正をめぐる議論などについて分析することが求められよう。そこで本稿では、アマチュア規定ならびに同規定に関する国際ラグビー連盟の一部議事録⁷⁾と、当該時期のラグビーに関する情報をえる意図で、ラグビー雑誌を適宜活用する。そして、以下のような手順を追って議論をおこなっていききたい。まず、リーグラグビーの生成過程を改めて辿り、ラグビーからの異化とその基準について整理する。次いで、1980年代における国際ラグビー連盟の性格と、アマチュア規定におけるリーグラグビーに転向した人物の扱いについて確認する。そして、ラグビーへの復位を認める条項が、商業化とプロ化という不可避の局面において、ラグビーの担い手の確保という意味で、国際ラグビー連盟の危惧するゲームの損傷や分裂の危機に対応しえる機能を持ったが、しかし復位に際しては、ラグビーの担い手としての「適切さ」や「正しさ」が押し量られ、かつての離反者がプロにも増して不適格な人物として冷遇されたことを明らかにする。

もっとも、本稿では、こうした否定的な属性が構築される過程を、リーグラグビーに関する各ユニオンの立場や国際ラグビー連盟の戦略などを踏まえて明示しえないため、離反者が復位するにあたって受ける冷遇が、単なる報復措置

であった可能性も否めない。

ただ、アマチュア規定というラグビーとリーグラグビーを区分する障壁が崩れつつあるなかで、国際ラグビー連盟によって、金品の授受にも増してリーグラグビーへの転向という経歴を持つ者が冷遇されたことは、ラグビーという文化の「正しさ」や「適切さ」を、アマチュアであるかどうかというより、むしろリーグラグビーという異なる文化との関係から定めようとする同連盟の動きについて議論するきっかけになると考える。

最後に、本稿の議論を円滑に進めることを意図して、いくつか用語について簡単に説明しておきたい。まず、しばしば本稿で用いる復位という語句は、1980年代のアマチュア規定から組み込まれた「不適格と復位 (Ineligibility and Retreatment)」という条項のタイトルでみられる表現であり、その趣旨はアマチュア規定に抵触、もしくは違反した不適格な人物を、国際ラグビー連盟に加盟するユニオンなどに登録し、いかなればラグビーの担い手として認めることにある。また、ラグビーとは異なるラグビーリーグというスポーツ種目については、ラグビーのリーグ戦という意味合いの誤解を避けるなど、本文の読み易さに配慮して、便宜的にリーグラグビーとして表記している。

1. ラグビーとリーグラグビーの関係

ここでは後段で論じる現代の事象をより鮮明にするために、これまでのラグビー研究に学び、ラグビーとリーグラグビーの関係について整理する。

1-1. ラグビーの生成と広がり

従前の研究にしたがえば⁸⁾、ラグビーの原型は、19世紀半ばからイギリス帝国の繁栄をエリート層の養成機関としてささえたパブリック・スクールという私立学校のひとつで、イングランドの中部に位置するラグビー校のフットボールに求められている。とりわけ、トマス・アーノルドが校長としてラグビー校に就任した頃からルールが成文化されており、それはラグビー校のゲームが、イートン校やハロー校といった他校のゲームとは異なる形式と内容を持つことを鮮明にした。

もっとも、各学校でゲームが異なっていたことは、それぞれの卒業生たちが大学やクラブにおいて一緒にゲームをおこなう時に齟齬を生じさせる結果となり、ついにはそうした問題を解決するためにルールの統一について議論した1863年のロンドン・フットボール会議において、アソシエーション派とラグビー派の分化を招いた。そして、この分化を契機に組織されたのが、ラグビーユニオン（以下、「イングランドユニオン」）であり、それはラグビー派のゲームを世界で初めて統括する機構であったとされる。

このように成立したラグビーは、スポーツの離陸期と称される1870 - 1920年代から⁹⁾、イギリス帝国の統治下のみならず世界に広がった。1980年代の国際ラグビー連盟による調査によれば、ラグビーを継承すると目される機構は、少なくとも74の国や地域で確認され¹⁰⁾、国際ラグビー連盟のほか「国際アマチュアラグビー連合 (FIRA)、アジアラグビーユニオン、カリビアンラグビーユニオン、CORPA」¹¹⁾ という国際的な機構も立ち上がっていた。たとえば、フランスを中心にした国際アマチュアラグビー連合

(Fédération Internationale de Rugby Amateur)

は、第2次世界大戦の目前に、イタリアをはじめヨーロッパのファシズムの動向とも一面で節合しつつ成長し¹²⁾、戦後はアジアやアフリカの民族運動や冷戦体制の盛衰といった時代のうねりのなかにあつて、ソ連や、かつてフランスやスペイン領であったアフリカの一部もその傘下に治め、加盟国数に限って言えば、国際ラグビー連盟を越える勢力圏を形成していた¹³⁾。

もっとも、ラグビーの広がりはいくつかの地理的な拡大だけを意味しない。とくにイングランド北部や、オーストラリアにおいて、エリート層を担い手としたラグビーが労働者のあいだでもおこなわれると、それはリーグラグビーという、もうひとつの「ラグビー」を生み出した。以下では、金品の授受を基準にしたリーグラグビーの生成について確認する。

1-2. リーグラグビーの成立と異化の基準： 金品の授受を巡って

エリート層によってイングランドユニオンが創設されたころ、ラグビーは、労働時間の短縮などを背景にして、北部工業地帯の労働者たちにも親しまれていた¹⁴⁾。リーグラグビーのはじまりは、1922年のラグビーフットボールリーグ (Rugby football league) という統括機構の創設にみることができるが、それは1895年にイングランドユニオンを脱退した北部ユニオンを母体にしてきた。

こうした内部分裂の主たる要因は、労働者を抱える北部のクラブがカップ制や競技会を導入して観衆から試合の入場料を徴収し、プレイヤーに怪我の治療費や休業補償、すなわちゲームに参加したことからの被った経済的損失を補償したことにある¹⁵⁾。とりわけ、入場料をとるクラ

ブの圧力に押されて、1883年にヨークシャーとランカシャー地方のユニオンがイングランドユニオンに休業補償の合法化を求めたことは、それを快く思わない同ユニオン当局と、北部クラブの対立を顕在化させたとされる。石井によれば、イングランドユニオン当局が、1879、1886年にプレイヤーに対する金品の授受を認めない規定を設け、それを北部のクラブが不服としたことが引き金となって上記の分裂につながったという¹⁶⁾。その意味で、リーグラグビーは金品の授受をひとつの指標にした、排除の所産であったといえよう。

加えて、いまひとつ確認しておきたいのが、イングランドユニオンによって、こうした組織や身分の属性が識別されたことで、同ユニオンのルールを踏襲していた北部のゲーム形態に変化がもたらされたことである。具体的にいえば、1900年代初頭までに「よりオープンでスペクタクルなゲームにする欲求が最高潮の勢いに達した」¹⁷⁾ことで、ラグビーでみられたラインアウトやラック、モールといった密集の廃止、またチーム人数の削減（15人から13人制）、ゴールによる得点配分の減少などの変更が起こったことである¹⁸⁾。

こうした北部ユニオンによっておこなわれた変更は、いみじくもコリンズが評するように、「ラグビーユニオンのルールの単なるバリエーションというより、むしろラグビーリーグというスポーツを特徴づける」¹⁹⁾ 全てであり、より展開の速い独自のゲームに変貌させることになった。そして、ダニングとシャドによれば、脱退から「入場料に依存するプロスポーツ」になる9年のあいだに起こった変化の背景のひとつには、プロ化したサッカーが人気を博するなかで、プロスポーツとして生き残りを図るべく集

客力を増さねばならなかったという事情があったようである²⁰⁾。なお、リーグラグビーは、ニュージーランドとフランスといった海外でもおこなわれており²¹⁾、とくにイングランドと同じく、ブロークンタイムや怪我の補償問題をめぐる内部分裂から誕生したオーストラリアのリーグラグビーは、ラグビーを凌ぐ人気を博したとされる²²⁾。また、1954年というラグビーに比して早い時期からワールドカップも開催されている。

以上のように、金品の授受という禁忌を犯したプレイヤーと組織がラグビーから締め出されたことは、たしかにプロの排除という側面をもつが、それは同時にリーグラグビーの誕生、もしくは価値創造的な契機としても捉えられよう。その意味でラグビーから脱した人物や組織は、新たな文化を生み出す革新者としてみることができ、したがって金品の授受という基準は、ラグビーと、リーグラグビーのあいだに引かれた境界線のひとつであったと考えられる。ただし、現代に目を転じれば、この境界線は、1995年のオープンプロ化宣言に向けた、アマチュアステータスの崩壊という時勢下で曖昧になり、国際ラグビー連盟は、リーグラグビーのプレイヤーの転向を認めるようになる。この点について検討するに先立ち、次節では1980年代の国際ラグビー連盟の性格と、アマチュア規定におけるリーグラグビーの扱いや復位に関する条項の内実について整理しておきたい。

2. 国際ラグビー連盟とラグビーの担い手

2-1. 国際ラグビー連盟の性格

1886年に創設された国際ラグビー連盟は、イングランド対スコットランド戦（1884年）のル

ール解釈の是非をめぐる論争の調停というその創設事由からもわかるように²³⁾、各ユニオンないし対戦相手同士では解決しえない問題や目的について、皆で協同し恒常的に対応するための機関であった。

1986年の規約によれば、その目的は、①ルールの解釈と計画、②国際試合の計画と実施、③会員に影響を与える国際的なキャラクターに関する問題、④「アマチュア教義の定義と保護」であった²⁴⁾。なお、国際ラグビー連盟の意思や総意は、会員であるユニオンの代表者による議論と投票という手続きを通じておこなわれた²⁵⁾。またこの頃になると、国際ラグビー連盟は、ラグビーの世界的な普及と促進という理念の下で、会員が営利企業や国家などから財政支援を受けることを認め、また自らも国際的なスポーツマーケティング企業と結びついてワールドカップの開催に向けて動き出しながら、依然として会員でないヨーロッパやアジア、南北アメリカのユニオンを傘下におさめていく²⁶⁾。

したがって、国際ラグビー連盟とは、これらの目的や理念の下で、自らを取り巻くさまざまな時代・社会状況、もしくは会員の要望などを踏まえて、ラグビーのあり方を定める機関であり、またその所産の「適切さ」や「正しさ」を会員であるユニオンの代表者らが改めて検証し、新たな文化を生み出す舞台として捉えることができるだろう。その意味において、アマチュア規定という人物や組織の性格や行動様式を定義し、適用することは、「適切な」ラグビーの担い手を生み出すという、重要な課題のひとつであったと考えられる。とりわけ、国際ラグビー連盟が1987年に制裁権を持つてから、傘下のラグビーならびにその担い手像は、より強制力をもって構築されるようになったといえよう。

なお、ここでいう制裁権とは、「国際ラグビー連盟は、規約、アマチュア規定、決議違反のユニオン、あるいは、国際ラグビー連盟の見解において連盟やそのゲームの利益・興味を損ねると思われる品行、さらには選手、管理者、オフィシャル、ないしゲームや国際ラグビー連盟を不評に運ぶようなものに対して、合致すると思われるペナルティ、ないし他の処罰を課したり、あるいは、連盟会員資格からの一時的停職、ないし追放してよい」²⁷⁾ というものである。以下では、1980年代のアマチュア規定におけるリーグラグビーの扱いについて確認する。

2-2. アマチュア規定におけるリーグラグビーの扱い

ここでは、アマチュア規定や同規定に関する議事録の一部を手がかりにして²⁸⁾、リーグラグビーに転向した人物がどのように取り扱われていたかという点について、以下2つのことを確認したい。

第1に、アマチュア規定では、「他のタイプのラグビー」への関与から金品を受け取ることがアマチュア規定違反とみなしていたが、この頃からとくにリーグラグビーとプロのラグビーに関わった人物がラグビーの担い手として不適格になることが明確に記されるようになった。たとえば、1985年の年次総会をみると、「ウェールズユニオンからの要求にしたがって『他のタイプのラグビー』という表現の明確化について検討し、根本的にこれが、ラグビーリーグと呼ばれるゲーム」と、「プロフェッショナルな文脈でプレイしたラグビーユニオンに言及している」こと、そして「アメリカンフットボールは『他のタイプのラグビー』ではない」と宣言されている²⁹⁾。

ただし第2に、国際ラグビー連盟は、リーグラグビーへの転向者に向かって直に制裁を加える権限はもとより、そうした経歴をもつ人物の復位に関する明確な指針を持ち合わせていなかった。というのも、アマチュア規定を犯した人物に「明らかな意図があった場合、不適格の期間は半永久的なもの」という文言を除けば、「不適格者の期間は、（不適格者に）関係する会員ユニオンによって決められる」（括弧内引用者）と記されていたからである³⁰。

もっとも、1988年ごろになると、国際ラグビー連盟は、アマチュア資格を持たざる者の復位について明確な指針を設けるようになる。その背景には、国際ラグビー連盟がアマチュア規定の崩壊という危機的状況への対応を迫られていたことが関係していた。以下では、人物の復位を認める条項が、ゲームの分裂や損傷と称される危機のひとつ、つまりラグビーという文化の存在基盤である担い手の喪失という事態に対応しうる機能を持ったことを明らかにしたい。

3. ラグビーへの復位と異質化

3-1. アマチュア規定の綻びと存立基盤の回復

ダニングとシャドによれば、1980年代から1990年代初頭は、「世界的な規模でラグビーユニオンにおけるプロ化構造」が発達する時期であり、たとえばクラブとプレイヤーの間では現金や自動車や家などの受け渡しがおこなわれ、またそれらを誘因にして国際ラグビー連盟の管轄下に無い国々への移籍市場が発達し、アマチュアステータスを維持することは困難な時代であったという³¹。

ラグビーのプレイヤーが、プロのラグビーや

リーグラグビーに転向することも、この文脈で捉えることができる。たとえば、オーストラリアのメディア複合企業を率いるケリー・パッカーがアマチュアのクリケットを標的に催した国際的なプロ競技会に触発されるかたちで、ラグビーの独立プロ興行計画がオーストラリアやニュージーランドのみならず、北半球も巻き込んでしばしば立ち上がり、プレイヤーの引き抜きが画策されていたこと³²、また他方ではラグビーからプロのリーグラグビーへ転向するプレイヤーも頻繁にみられたことから判断できよう³³。そしてそのことは、プレイヤーをはじめとする担い手の流出という意味で、ラグビーの存立基盤を揺さぶる危機であったと考えられる。

こうした情勢は、アマチュア教義を存在目的のひとつに掲げる国際ラグビー連盟にとって、自らがラグビーを管理することの正当性を揺さぶり、ゲームの損傷や分裂をもたらしかねない由々しき事態として映った。それは、1983年3月の年次総会で、ドーソン（Dawson, A. R.）議長が、「アマチュアステータスが国際ラグビー連盟のもっとも重要なビジネスであり」、「ルール、規約、規定と決議が、一様のベースで強化、適用、解釈されないなら、連盟とゲームの信用は疑問を呈されるだろう。……管理者とプレイヤーに多くの圧力がある間……明確で信頼できる指揮が国際ラグビー連盟によって与えられ、会員によって強化されなければ、多大な損傷と分裂がゲームにもたらされる」と述べたことから判断できる³⁴。

その後、1980年代後半になると、国際ラグビー連盟は「その業務の運営を確かなものにし、また成長中のグローバルなかかわり合いのなかにゲームをうまく導く」³⁵という目的の下で、

上記の制裁権の取得に代表されるように、アマチュア規定違反を厳しく取り締まる一方で³⁶⁾、同規定を緩和して経済的な補償や給付を認めていった。たとえば、国際遠征の参加を理由に「財政的に不利な立場」に立ったプレイヤーらの補償を認めたことは、リーグラグビーの誕生をもたらした「休業補償」を実質的に認めたことを意味しようし、またラグビー関連の行事での講演や、書籍の出版から報酬を受け取することを許可したことは、ラグビーからえた名声の商業的利用として捉えることができるだろう³⁷⁾。したがって、当時の国際ラグビー連盟は、財政的に不利な立場あるプレイヤーや、彼らとの緊張関係をかかえる会員ユニオン当局の事情に配慮することで、求心力を保持せざるをえなかったと考えられる。

加えて、そのことは、ラグビーの世界的な普及と促進という理念を掲げる国際ラグビー連盟が、企業やメディアと共に開催したワールドカップ事業を駆使し、ラグビー界の統一を進めるにあたって避けられない動きでもあったと考えられる。なぜなら、国際ラグビー連盟は、様々な時代・社会背景を抱える世界各地のユニオンからアマチュア規定に対する批判を受け、そのなかでグローバルな統治機関としての責務を果たすよう迫られていたからである³⁸⁾。

以上を踏まえれば、国際ラグビー連盟にとって、アマチュアステータスの崩壊によって起こりうるゲームの損傷や分裂を防ぎ、自らとゲームの信用を回復させることは、火急の課題であったといえよう。その意味で、1988年の年次総会において国際ラグビー連盟がアマチュア規定違反者の復位をみとめる施策を打ち出したことも³⁹⁾、こうした一連の緩和政策のひとつに数えられる。というのも、リーグラグビーのプレイ

ヤーや、かつての転向者をはじめ、アマチュア規定違反者をラグビーに引き戻すことは、ラグビーの担い手を確保することで、ラグビーの存立基盤を建て直すことに寄与しうるからである。

ただし、リーグラグビーからの転向者に限ってみても、そうした人物の復位は分け隔てなく、開かれて進んだわけではない。以下では、人物の復位に関する国際ラグビー連盟の指針から、リーグラグビーからの転向者の処遇について考察したい。

3-2. ラグビーからの離反と不適切な属性

上記のように、国際ラグビー連盟は、「アマチュアステータスを剥奪された人物が復位されるために、確かな環境についての条項を作成した」⁴⁰⁾。そこでみられる同連盟の指針とは、①金品を受け取っていない者は、違反から1年後に復位できること、②金品を受けた者は、最後の違反から5年後に復位できるが、それはナショナルチーム代表のプレイヤー、レフリー、セクターといった立場への配置は認められないというものである。

たしかに、この改正を通じてリーグラグビー経験者は、ラグビーへ転向できるようになり、それは1995年のオープン化に向けての一步といえるだろう。ただ、本稿との関連で確認したいことは、金品の授受という経歴によって、復位までの期間と、その後に与えられる役職ないしは立場に格の違いが生じたことである。換言すれば、国際ラグビー連盟は、人物の経歴に応じて、ラグビー文化の担い手としての「適切さ」を量り、復位をめぐる処遇に序列を設けたといえよう。

加えて特筆すべきは、1993年になると、金品

の授受とは異なる基準が、人物の復位に関して新しく作られたことである。そのきっかけは、イングランドユニオン、オーストラリアユニオン、ニュージーランドユニオン、南アフリカユニオンの要請にしたがって同条項の変更を議論する際に、オーストラリアユニオンの代表者から、「ラグビーユニオンに全く関与したことの無い、ラグビーリーグプレイヤーのゲームへの入会許可」と、「かつてラグビーユニオンに関与し、物質的利益（material benefit）を受けたラグビーリーグプレイヤーのゲームへの再入会許可」の方針について検討したいという要請を受けたことにある⁴¹⁾。というのも、これに応答して国際ラグビー連盟は、アマチュア規定を「ゲームに再入会ないし入会を求めるラグビーリーグプレイヤーに関する規定を含めるために修正」し、「ラグビーユニオンで全くプレイしたことの無いラグビーリーグプレイヤーは、ラグビーユニオンとラグビーリーグをプレイした人物より、厳しくない条件で、ラグビーユニオンに入会されるべき」（括弧内引用者）という方針を示したからである⁴²⁾。

こうした一連の文言からは、金品の授受に増して、「かつてラグビーを脱退し、リーグラグビーに転向した」という過去に否定的なイメージが付与されていたことがわかる。したがって、ここで問われているのは、金品の授受の有無というより、いわばラグビーからの離反という経歴の有無であろう。その意味で、復位の対象であるプレイヤーが、離反の経歴を持つか否かということが、ラグビーの担い手として適切であるかどうかを識別する指標のひとつになったといえる。そして、金品を受け取った人物より、その経歴を持つ人物が冷遇されたことは、離反者がラグビーの担い手としてもっとも不適

切な属性として意味づけられたことを示していると考えられる。

おわりに

ここでは、これまでの議論を簡単にまとめながら、今後の課題について触れておきたい。

第1に、現代の事象をより鮮明にする意図で、ラグビーとリーグラグビーの歴史を振り返り、金品の授受という基準がアマチュアとプロという属性と同時に、ラグビーとリーグラグビーという文化を差異化する役割があったことを確認した。

第2に、国際ラグビー連盟はラグビーのありよう定め、その「適切さ」や「正しさ」を検証し、新たな規範を形成する機関であった。そして、ラグビーの適切な担い手を作り出すことは、同連盟の課題といいえたが、1980年代半ばにあっては、一部を除いてアマチュア規定違反者の処遇や復位に関する明確な規定や指針を持ち合わせていなかった。

第3に、1988年に国際ラグビー連盟はプレイヤーの復位に関する明確な方針と規定を打ち出した。それはラグビーの担い手と確保という意味で、アマチュアステータスの崩壊によっておこりうるゲームの分裂や損傷を防ぎえる機能を宿していた。

ただし第4に、その条項をみると、リーグラグビーからの転向者の経歴に応じて、その処遇に貴賤が設けられた。とりわけ、かつてラグビーを脱退しリーグラグビーへ転向した人物は、復位に際して冷遇された。その理由は、ラグビーからの離反という過去が、金品の授受よりも卑しい経歴であり、ラグビーという文化の担い手としてもっとも不適切な属性として意味づけ

られた、もしくは異端視されたことにあった。敷衍すれば、このことは、あくまでプレイヤーの復位をめぐる議論ではあるにせよ、国際ラグビー連盟によってラグビーという文化の担い手としての「適切さ」や「正しさ」が、金品の授受というより、むしろリーグラグビーとの関係から推し量られたことを意味するのではないだろうか。

もっとも最後に、本稿は1980年代以降のアマチュア規定や一部議事録のわずかな文面を手がかりに考察を試みたに過ぎない。この点で、経歴に応じて処遇に序列がみられた理由、すなわち人物に刻まれたイメージとその機能については、とりわけメディア複合企業と結びつき、ラグビーにとって市場の専有化をめぐる脅威になっていたリーグラグビーの動きを踏まえて、国際ラグビー連盟のグローバル化戦略やラグビー関係者の意向を詳細に検討することを通じて明らかにしていくことが求められるだろう。また、こうした現代的な課題に加えて、ラグビーとリーグラグビーの関係史についても、本稿のように従前の研究成果に依拠するだけでなく、資料に基づく確かな検証によって改めて整理しなければならない。

注及び参考文献

- 1) 歴史上、国際ラグビー連盟は名称および略称を変えているが、本稿ではすべて国際ラグビー連盟に統一して表記する。なお、資料の訳出にあたって「The Board」「IB」という原語についても国際ラグビー連盟と訳している。
- 2) 松島剛史「スポーツのグローバリゼーション所論におけるスポーツ構成的視角の位置に関する試論」『京都体育学研究』第23巻, 2007, pp. 1-9. ; 山下高行「グローバリゼーションとスポーツ: ノルベルト・エリアス, ジョセフ・マクウィアの描く像」有賀郁敏ほか著『スポーツ』(近代ヨーロッパの探究⑧) ミネルヴァ書房, 2002, pp. 366-387.
- 3) スポーツ一般におけるアマチュア規定の撤廃やアマチュアリズムの歴史に関する研究成果については、内海和雄『アマチュアリズム論: 差別なきスポーツ理念の探求へ』創文企画, 2007. を参照した。
- 4) 山下, 前掲書, p. 380.
- 5) Collins, T., "The First Principle of Our Game': The Rise and Fall of Amateurism: 1886-1995". In: Ryan, G. (Ed.), *The Changing Face of Rugby: The Union Game and Professionalism since 1995*. Cambridge Scholars Publishing: Newcastle, 2008, pp. 1-19.
- 6) Ryan, G., "Theatre-goers in the Heartland: New Zealand Rugby and the Contradictions of Professionalism". In: Ryan, G. (Ed.), *The Changing Face of Rugby: The Union Game and Professionalism since 1995*. Cambridge Scholars Publishing: Newcastle, 2008, p. 53.
- 7) なお、国際ラグビー連盟の意思決定の場である会議には、年次総会 (Annual meeting) や中間会議 (Interim meeting), 特別会議 (Special meeting) がある。
- 8) イングランドのラグビー史については以下を参照。エリック・ダニング/ケネス・シャド (大西鉄之祐・大沼賢治共訳)『ラグビーとイギリス人: ラグビーフットボール発達の社会学的研究』ベースボールマガジン社, 1983. ; 石井昌幸「ラグビーでみるイギリス社会史」『季刊 民俗学』第130号, 2009, pp. 8-17. ; 村岡健次「サッカーとラグビー: フットボールの発達史」川北稔編『「非労働時間」の生活史: 英国風ライフ・スタイルの誕生』リプロポート, 1987, pp. 125-148. ; 山本浩『フットボールの文化史』ちくま新書, 1998.
- 9) Maguire, J., "Sport, Identity Politics, and Globalization: Diminishing Contrasts and Increasing Varieties". *Sociology of Sport Journal*, 11, 1994, pp. 406-409.
- 10) ほかのところでは同連盟に属していない「88ユニオン」と接触していたことが報告されてい

- る。なお、この調査報告については1982年、1985年の年次総会議事録に添付された資料を参照した（The Minutes of the Annual Meeting of the International Rugby Football Board held on 10th, 11th and 12th March, 1982, London, England.; The Minutes of the Annual Meeting of the International Rugby Football Board held on 20th, 21st and 22nd March, 1985, Paris, France.）。
- 11) この点については、上記と同じく1982年年次総会議事録に添付された資料を参照（The Minutes of the Annual Meeting of the International Rugby Football Board held on 10th, 11th and 12th March, 1982, London, England.）。
- 12) Dine, P., “Maréchal nous volá!: The Wartime Betrayal of le rugby á treize”. In: Dine, P., *French Rugby football: A Cultural History*. Berg Publishers: New York, 2001, p. 95. たとえば、創成期にはドイツ、イタリア、ルーマニア、スペイン、ポルトガル、ポーランド、ルーマニア、チェコスロバキアが参加している。
- 13) たとえば、戦後の加盟国であるモロッコやチュニジアのユニオンは、かつてフランスやスペインの植民地であった国々である。さらに、小林は、1980年代のイギリスの日刊紙『オブザーバー』で、ソ連のユニオンが、国際アマチュアラグビー連盟に加盟する共産主義諸国を国際ラグビー連盟に鞍替えさせるかわりに、同連盟のしかるべき地位に自らをおくように打診した記事が載せられていたことを指摘している（小林深緑朗『世界ラグビー基礎知識』ベースボールマガジン社、2003、pp. 46-50. ; 「ラグビーフットボール大事典」『ラグビーマガジン』1995年2月号、ベースボールマガジン社、p. 167.）。本稿では検討できないが、こうした政治情勢との関わりにおいて国際アマチュアラグビー連合の動向、あるいは国際ラグビー連盟との関係を捉えることは極めて重要な課題であろう。
- 14) イングランドのリーグラグビー史については以下を参照した（石井、前掲書、pp. 12-13. ;
- ダニング / シャド、前掲書、pp. 159-227. ; Collins, T., “Rugby League”. In: Levison, D. and Christensen, K. (Eds.), *Encyclopedia of World Sports: From Ancient Time to the Present*. ABC-CLIO: Santa Barbara, 1996, pp. 828-831.; Collins, T., “The Origins of Rugby League”. In: Collins, T., *Rugby League in Twentieth century Britain: A Social and Cultural History*. Routledge: London, 2006, pp. 1-9. ; 山本、前掲書、pp. 206-211.）。
- 15) ダニング / シャド、前掲書、pp. 159-227.
- 16) 石井、前掲書、p. 13.
- 17) Collins, T., op.cit., 2006, p. 6.
- 18) Collins, T., op.cit., 1996, p. 829. なお、タックル後のスムーズなボール運びを意図して、「プレイザボール」というスキルが導入されている。また他にもゴールの得点配分を減らす変更がおこなわれている。
- 19) Collins, T., op.cit., 1996, p. 829.
- 20) ダニング / シャド、前掲書、pp. 257-262.
- 21) Collins, T., op.cit., 1996, pp. 829-30.
- 22) 尾崎によれば、オーストラリアのリーグラグビーは、アマチュア規定違反によって処分、もしくは脱退した優秀なプレイヤーたちがリーグに流出したこと、また2つの世界大戦や大恐慌の最中も活動を続けたことなどで、ラグビーを上回る観客を動員していったという（尾崎正峰「オーストラリアにおける『ラグビー』の拡大と分裂」『一橋大学スポーツ研究』第29巻、2010、pp. 3-10. ; 同「楯円ボールのイレギュラー・パウンド：オーストラリアにおけるラグビー・リーグの誕生と展開」『季刊 民俗学』第130号、2009、p. 37.）。また、その誕生から現代にいたるオーストラリアのリーグラグビーの歴史的展開については平井が手際よくまとめており、そちらも参考にした（平井肇「労働者の大衆文化からマスメディアによる総合娯楽産業へ：オーストラリアのラグビー・リーグに見る20世紀のスポーツの軌跡」『スポーツ社会学研究』第8号、2000、pp. 13-23.）。
- 23) 石井、前掲書、p. 17.
- 24) なお、同規約については1986年年次総会の資

- 料を参照 (The Minutes of the Annual Meeting of the International Rugby Football Board held on 11th, 21st, 22nd and 23rd, April, 1986, London, England.)。
- 25) Ibid.
- 26) 松島剛史「IRBの再編過程に見る世界戦略と権力関係：ラグビーワールドカップの機能に着目して」『スポーツ社会学研究』第17巻第2号, 2009, pp. 89-100.
- 27) The Minutes of the Annual Meeting of the International Rugby Football Board held on 23rd, 24th and 25th, March, 1987, London, England.
- 28) なお、本節のアマチュア規定は、1983年年次総会の議事録に添付されていたものを使用した。同規定は、「定義」「アマチュア教義」「特別規定」「財政援助」「不適格」「手続き」という6つの項目で、およそ40条からなっている (The Minutes of the Annual Meeting of the International Rugby Football Board held on 9th, 10th and 11th, March, 1983, London, England.)。
- 29) アマチュア規定に関するセクションの議事から引用 (The Minutes of the Annual Meeting of the International Rugby Football Board held on 20th, 21st and 22nd, March, 1985, Paris, France.)。
- 30) 1983年のアマチュア規定、5条「不適格」を参照した (The Minutes of the Annual Meeting of the International Rugby Football Board held on 9th, 10th and 11th, March, 1983, London, England.)。
- 31) Dunning, E. and Sheard, K., *Barbarians, Gentlemen and Players: A Sociological Study of the Development of Rugby Football (2nd ed.)*. Routledge: London, 2005, p. 257. なお、ボニーニによれば、ニュージーランドのカークパトリック (Kirkpatrick, I.), オーストラリアのキャンペーゼ (Campese, D.) や、南アフリカのボタ (Botha, N.) といった有名なプレイヤーたちは、オフシーズンに国際ラグビー連盟の権限の外にあるイタリアのクラブでプレイし、生計をたてたという (Bonini, G., "Rugby: The Game for 'Real Italian Men'". In: Chandler, T. J. L. and Nauright, J. (Eds.), *Making the Rugby World: Race, Gender, Commerce*. Frank Cass and Co. Ltd: London, 1999, pp. 96-97.)。
- 32) Collins, T., op.cit., 2008, pp. 12-13.
- 33) ほかにプロのリーグラグビーへの転向者や信託基金の設立をはじめとするアマチュア規定違反や国際ラグビー連盟及びユニオン当局への不満が噴出していた。たとえば、ウェールズ代表のプレイヤーであるジョナサン・デービスは、「選手たちは、経済的な報酬無しで、プロと同じ水準の技術を身につけるよう求められて、プレーに幻滅を感じてしまっている」と述べている (『ワールドラグビーニュース』『ラグビーマガジン』1988年12月号, ベースボールマガジン社, p. 127.)。こうしたプレイヤーの苦境や逸脱的行動は、日本の『ラグビーマガジン』で頻繁に報道されている (『国際ラグビーニュース』『ラグビーマガジン』1984年8月号, ベースボールマガジン社, p. 115.; 「ハーフタイム」『ラグビーマガジン』1988年6月号, ベースボールマガジン社, p. 131.)。一方で、こうしたアマチュアステータスをめぐる問題については、国際ラグビー連盟も認識していた。たとえば、1986年3月の年次総会では、社会・経済状況の変化や、賃金や給料の無い休暇をとって遠征に参加するプレイヤーが少なくないこと、またその負担分を妻や知人、クラブなどが負担していること、そしていくつかのユニオンが日当とは別の遠征費を与えることでこれらの問題への対応に努めていることなどが示され、対応策が検討されている (The Minutes of the Annual Meeting of the International Rugby Football Board held on 11th, 21st, 22nd and 23rd, April, 1986, London, England.)。
- 34) ドーソン議長の発言は、1983年の年次総会におけるアマチュア規定に関するセクションの議事を参照した (The Minutes of the Annual Meeting of the International Rugby Football Board held on 9th, 10th and 11th, March, 1983, London, England.)。なお、当時の議長職は会

- 員の代表者が持ち回りで務めていた。国際ラグビー連盟が会員ユニオンに籍を置かない独立の議長職を設けるのは1998年からである。
- 35) 国際ラグビー連盟の政策と構成に関するセクションの議事から引用 (The Minutes of the Special Meeting of the International Rugby Football Board held on 9th, 10th, 11th and 12th, October, 1986, London, England.)。
- 36) この点については、制裁権の内容も含めて、1987年年次総会のアマチュア規定に関するセクションの議事、また資料として添付された「規約20 連盟のパワー」を参照 (The Minutes of the Annual Meeting of the International Rugby Football Board held on 23rd, 24th and 25th, March, 1987, London, England.)。
- 37) たとえば、これまで遠征参加者に認めてきた日当 (Daily Allowance) 制度を再編したものがあり、2.10条「ツアー手当」、2.11条「人的・通信手当」、2.12条「トラベル、宿泊施設、生活保障とそのほかの費用」が認められた。このうち「ツアー手当」は、「国際遠征コミットメントに関係することが、ある人物を財政的に不利な立場に追いやる場合に、各ユニオンの自由裁量ないし実施可能な手当」であり、財政的不利な立場への直接的な補償にあたる。同規定によれば、国際ラグビー連盟は休業補償とは別物という建前を保持していたように見えるが、実質的には「休業補償」としてみてもよいだろう。なお、以上の遠征に関する経済的補償に関する記述は、1987年年次総会におけるアマチュア規定に関するセクションの議事と、同総会の議事録に収められていたアマチュア規定を参照した (The Minutes of the Annual Meeting of the International Rugby Football Board held on 23rd, 24th and 25th, March, 1987, London, England.)。また、1991年の中間会議では、公式文書ではなくあくまでガイドラインであることを明言したうえで、添付文書として、「アマチュア規定の許可と禁止活動」のチェックリストが提出されている。そこで許可活動として挙げられた9項目には、たとえば「図書の執筆」、「新聞雑誌の執筆」、「テレビやラジオへの出演 (スペシャル、パネルショウなど)」といった項目が確認できる (The Minutes of the Interim Meeting of the Council of the International Rugby Football Board held on 5th, November, 1991, London, England.)。
- 38) このことは、国際ラグビー連盟が1986年に創設100周年を記念して大々的に催した世界会議の議論にみることができる。たとえば、タイの代表であるサリプトラ (Sariputra, D.) は「国際ラグビー連盟は世界中のラグビーを組織、促進、奨励、監視する責任を受け入れなければならない時期にある」と、国際ラグビー連盟がグローバルな統治機関として世界のラグビーを牽引していくことを求めている。そして、その一方で、国際ラグビー連盟にはアマチュア規定に対する手厳しい批判が投げかけられている。たとえば、オランダ代表のパワー (Power, D.) の「あなた方のアマチュア教義を維持することはとても難しい」という見解、あるいは国際ラグビー連盟のパブリシティの範囲について、ベルギー代表のラクロア (Lacroix, T.) の「ボール上の広告はどうなのか? どうしてジャージとパンツだけなのか? ……フラッグとタッチラググは? あなた方大きなユニオンと国際ラグビー連盟は公衆にみせるためにテレビ放送の機会を持つが、我々は持たない。どこからか資金を得たいと思う。そうでなければ、プレイヤーに納得してもらえない」というものがある。ちなみに、その会議には当時の会員である8つのユニオンはもちろん、およそ70の国や地域を基盤にしたユニオンが招待されている。100周年記念会議の報告書や質疑応答の様子については、Rutherford, D. (Ed), *100 Years of Rugby including 1st World cup review*. International Rugby Football Board, 1986. を参照した。
- 39) この点については、アマチュア規定に関するセクションの議事やプレスステートメントを参照 (The Minutes of the Annual Meeting of the International Rugby Football Board held on 23rd, 24th and 25th, March, 1988, London, England.)。
- 40) 同じく、1988年年次総会のプレスステートメ

- ントを参照した（The Minutes of the Annual Meeting of the International Rugby Football Board held on 23rd, 24th and 25th, March, 1988, London, England.）。
- 41) アマチュア規定7の改正に関する議事を参照（The Minutes of the Special Meeting of the Council of the International Rugby Football Board on the Regulations Relating to Amateurism held on 19th, April, 1993, Edinburgh, Scotland.）。
- 42) この点については、プレスステートメントを参照（The Minutes of the Annual Meeting of the Council of the International Rugby Football Board held on 21st and 22nd, April, 1993, Edinburgh, Scotland.）。なお、1995年のアマチュア規定撤廃時には、「一般的には、ラグビーユニオンで一度もプレイしたことのないリーグプレイヤーは、資格認定無しでプレイすることが許される」という決議が下されている（The Minutes of the Special Meeting of the Council International Rugby Football Board held on 24th, 25th and 26th, August, 1995, Paris, France.）。

Essay on the differentiation in rugby during the second half of
the 20th century in regard to the treatment of defector seen
in the clauses related to reinstatement

MATSUSHIMA Tsuyoshi *

Abstract: Rugby, which originally in England, is a sport that has spread widely to many parts of the world through its association with similar types of football, such as rugby league football. International Rugby Board was the transnational constitution that governed this sport worldwide, and declared open-professionalization of rugby by having abolished the regulations related to amateurism in 1995. This essay is an attempt to examine, in rugby during the second half of the 20th century, the meaning of the treatment experienced by new rugby players coming from the rugby league through the analysis of the creation and changes of amateur regulations, especially the clauses related to player reinstatement. The following facts became clear as a result of this study. Firstly, we show that the clauses of player reinstatement were a response to the danger of damage or disruption of the game regarding the inevitable aspects of commercialization and professionalization. Secondly, in case of player reinstatement, the former defectors are stigmatized as being the most unlikely to become rugby leaders. In other words, this reveals that, in the International Rugby Board, a player who has stopped playing rugby to turn to league rugby during his career is considered to be inappropriate as a rugby leader.

Keywords: International rugby board, Regulations related to amateurism, Rugby league football, defect

*Research Student, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University